

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 輸出事業用資産の割増償却制度について、適用対象となる輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第5条の16、第20条の20関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則の一部改正（第2条関係）

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則について、上記一1と同様の改正を行うこととする。（法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第3条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第20条の20、第22条の41関係）

三 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年10月1日から施行することとする。（附則関係）